

平成 29 年 2 月 10 日
相模原市発表資料

平成 28 年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

相模原市包括外部監査人

畝井 俊樹

お問い合わせ
監査委員事務局
電話 042-769-8291

目次

| | |
|-------------------------|---|
| 第 1 外部監査の概要 | 1 |
| 1. 外部監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件（テーマ） | 1 |
| 3. 監査対象期間 | 1 |
| 4. 特定の事件を選定した理由 | 1 |
| 5. 監査の方法 | 1 |
| 6. 外部監査の実施期間 | 2 |
| 7. 補助者 | 2 |
| 8. 利害関係 | 2 |
| 第 2 外部監査の結果と意見 | 3 |

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

補助金に係る財務に関する事務の執行について

3. 監査対象期間

原則として平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の執行分必要に応じて平成 26 年度以前及び平成 28 年度の執行分を含む。

4. 特定の事件を選定した理由

相模原市では、地方自治法に基づいて特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、金銭的給付である補助金を交付している。補助金は、行政における政策目的達成のための手段として重要な機能を有していると思われるが、公益上の必要性があるとしても、時代の変化に伴う社会的なニーズに対応していない場合や厳しい財政状況における補助金の見直しが必ずしも十分でないことが想定される。

平成23年11月には「補助金の見直し指針」を策定し、行政自らが第三者的な視点で補助金の評価・見直しを継続的に行い、補助金の公益性、公平性及び透明性の一層の確保を図っているところではあるが、現下の財政状況を前提として、補助金の公益性、公平性及び透明性の再検証を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点から補助金額の検証を行うことは意義あることと思われる。

5. 監査の方法

（1）監査の要点

交付規則、要綱等に補助金の交付目的、対象事業、対象事業者及び算出方法等は明確に記載されているか。

補助金の財務事務の執行は、法令規則等に準拠しているか。

補助金の公益上の必要性はあるか。

補助金は規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか。

補助金の交付は、効率性、経済性、有効性の観点から適切に行われているか。

補助金額の算定は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

各補助金に関する条例、規則、要綱及び「相模原市補助金等の交付に関する規則」について調査し、これら規程等への準拠性を検討した。

各補助金の目的及び内容等につき説明を聴取した。

各補助金の公益性の有無等、効果の把握等について説明を求め検討を行った。

交付金額が算定基準どおり算出されているか検討を行った。

必要に応じて試査により、裏づけとなる証憑と突合した。

(3) 監査対象

平成 27 年度一般会計予算において、「節 負担金、補助及び交付金」の中から補助金を抽出し、当該所管課を監査対象部局とした。

監査対象部局が所管する補助金のうち、3 百万円以上の補助金について検討した。必要に応じて 3 百万円未満の補助金についても検討を行った。

なお、補助金には助成費を含み、交付金及び政務活動費等は検討対象から除外している。

6. 外部監査の実施期間

平成28年 6 月 1 日から平成29年 1 月27日まで

7. 補助者

| 資 格 | 氏 名 | 資 格 | 氏 名 |
|-------|--------|-------|-------|
| 公認会計士 | 品田 和之 | 公認会計士 | 鈴木 智子 |
| " | 小竹 誠 | " | 渡邊 浩志 |
| " | 市川 正 | " | 嶋矢 剛 |
| " | 櫻山 加奈子 | " | 染谷 良樹 |

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第 2 外部監査の結果と意見

<はじめに>

(1) 補助金について

補助金の定義

補助金の定義については、市の財務課の説明では、「補助金」とは、補助金等適正化法講義（一般社団法人大蔵財務協会著）によると、『国、地方公共団体等が特定の事務又は事業（産業の助成・社会福祉・公共事業等）を実施するものに対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。』となっています。」ということである。

相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）の第3条には、「補助金等は、市長が公益上必要があると認める事務又は事業を行う者に対し、予算の範囲内においてその施行に必要な経費の全部又は一部について交付する。」と規定されている。

「市長が公益上必要と認める事務又は事業」について、財務課は、「本市の補助金は、地方自治法第232条の2の規定に基づく支出金である補助金等であり、補助金所管課は、法の趣旨に則り補助事業の執行に努めております。」と説明しており、「公益上必要がある」か否かの判断については、（一部省略）「住民の福祉に直接役立つ」ものかを常に念頭に置きながら、判断し運用することが肝要と考えております。」と説明している。

補助金の見直し等の経緯

補助金の見直し指針（平成23年11月30日策定）によると、「本市においては、平成9年に策定した補助金の見直し基準による定期的な見直しを行う一方、平成17年からは、さがみはら都市経営ビジョン・アクションプランに基づき、外部委員により構成された相模原市補助金等評価委員会においてすべての補助金について個別評価を行い、見直しを行ってきたところである。

この度、新たな補助金の見直しを定めるものであるが、その内容は相模原市補助金等評価委員会における補助金の個別評価と同様の視点とするものであり、行政自ら第三者的な視点で補助金の評価・見直しを継続的に行い、補助金の公益性、公平性及び透明性の一層の確保を図ることを目的とするものである。」として、平成23年11月30日に公表されている。

補助金の見直し基準は、平成9年に策定後平成14年4月1日に改定が行われている。このときの趣旨は、「新相模原市行政改革大綱（平成14年3月6日改訂）において、「時限性の導入について検討する」とされたため、3年間の時限性を導入することと、補助金交付要綱等でその時限性を明記するよう見直し基準を一部改訂し、引き続き補助金の適正化を図る。」とされていた。

平成23年11月30日には基準の内容が見直されて、新たに補助金の見直し指針が策定されている。

予算編成事務

財務課の説明によると、「（補助金の）予算査定の手続きにつきましては、財政見通しについて今後の動向などを予測し、翌年度市税収入など、歳入の一般財源総額を見込んだ上で、歳出の義務的な事業（人件費、扶助費、公債費等）の見込みを行い、さらには実施計画事業などの政策的な事業につきましては、収支が均衡するように設定をいたします。そうした上で、毎年10月頃に予算編成方針を公表し、翌年度の予算編成の方針を定めます。

これにより算出された事業費における一般財源を行政運営推進経費などに区分して、これを各局区が予算編成をするための枠配分経費として、配分、提示をしております。

各局区においては、配分された局区配分経費に対し、局区ごとの判断で局区内の各課機関に予算要求枠として配分を行い、既存事業の見直しによる財源の組み換えなどの作業をそれぞれの判断で行い、実際の予算要求に向けた編成作業が行われるという仕組みとなっております。補助金の多くは、この局区に配分された経費の中から編成され、決定されております。」ということである。

「補助金の見直し指針」によると新設の補助金については、制度開始後3年で見直しを行うことになっているが、それ以外の補助金については予算要求時まで「補助金見直し調書」により、各所管課において見直しを行うこととされている。

検討対象から除外した補助金

第1外部監査の概要 5. 監査の方法 (3) 監査対象に記載しているとおり、基本的には、相模原市補助金等交付状況一覧表で、3百万円未満の補助金は検討対象外としている。ただし、他の補助金との関連で検討したものはある。

補助金には助成費を含み、交付金及び政務活動費等は検討対象から除外しているが、臨時福祉給付金は、国の事業であり、相模原市議会政務活動費及び選挙運動関連の交付金は補助金とは性質が異なると判断して検討対象から除外している。また、相模原市土地開発公社補助金及び公営企業会計（下水道事業）に対する補助金は、交付先の経営状況等を合わせて検討する必要があると判断し、今年度の検討から除外している。

< 報告書の記載について >

報告書の各補助金の冒頭に掲げている表は、特定の事件の検討に際して補助金の所管課から入手したものである。報告書には指摘した補助金に関するもののみ掲載している。

監査の結果及び意見の要約

| 項 目 | 結 果 | 意 見 |
|---------------|-----|-----|
| 監査の結果及び意見の項目数 | 11 | 51 |

報告書中の結果と意見の区分については以下のとおりである。

| 区 分 | 根 拠 等 | 判 断 基 準 |
|-----|---|---|
| 結 果 | 監査の結果 (地方自治法第 252 条の 37 第 5 項) | 合規性に関することで、違法(法令、条例、規則等に違反)または不当(違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと) |
| 意 見 | 監査の結果に添えて提出する意見 (地方自治法第 252 条の 38 第 2 項) | 違法または不当なもの以外で、有効性、経済性、効率性の観点から、包括外部監査人が記載することが有用と判断したもの |

< 監査の結果及び意見の概要 >

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|--|-----|-----------------------|-----|----|
| 文化振興課 | (1) | 相模原市民文化財団補助金(管理運営事業) | P7 | |
| 補助金を管理運営費として一括交付しているが、交付先の会計に合わせて会計別に区分して交付すべきである。事業費は、さらに主な事業ごとに区分して交付し、事業別の評価を行うべきである。 | | | | |
| 文化振興課 | (2) | 相模原市民文化財団補助金(文化事業) | P12 | |
| 補助金を事業費として一括交付しているが、事業費は、交付先の主な事業ごとに区分して交付し、事業別の評価を行うべきである。 | | | | |
| 総務法制課 | (1) | 公益財団法人相模原市まち・みどり公社補助金 | P14 | |
| <p>民間事業者との同等性</p> <p>事務局の管理運営に要する経費を補助しているが、民間事業者と同等の条件で競争を行おうとする場合には、法人の管理費に補助金を交付することは適切でない。</p> | | | | |
| <p>自立可能な団体に対する補助金</p> <p>公社の正味財産(純資産)は多額であり、法人会計の管理費は、収益事業等会計の一般正味財産増減額で賄える水準にある。自立可能な団体に対する補助金は、公社が公益的な団体としても、交付する理由にはならない。</p> | | | | |
| 地域医療課 | (1) | 休日急病医科診療所運営費補助金 | P18 | |
| <p>補助対象の人件費</p> <p>補助対象の運営費に人件費が含まれているが、休日急病医科診療事業以外の急病診療事業に係わる人件費が含まれている。「財政援助等団体監査」で指摘を受けているが、改善に10年を要するのは遅いといわざるを得ない。医師会に対して支払うべき補助事業と委託事業の人件費の総額は変わらないとはいえ、交付要綱には違反している。</p> | | | | |
| <p>補助対象の事務局職員の人件費</p> <p>医師会事務局職員の補助対象人員と医師会事務局の組織図上の業務内容とが整合していない。補助対象としている管理者の比率も高い。医師会事務局職員の職務内容と業務従事時間の精査を行い、過大となっている金額については、補助金の返戻を求めるなどの対応が必要である。</p> | | | | |
| 地域医療課 | (2) | 休日急患歯科診療所運営費補助金 | P24 | |
| <p>補助対象外経費(研修費)</p> <p>歯科医師会の決算書と所管課に提出した収支計算書に齟齬がある。収益事業等会計に含まれる事業に対して補助金を交付する結果となっており、補助金の目的外使用である。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|---|-----|------------------|-----|----|
| 補助対象の事務局職員の人件費 | | | | |
| <p>休日急患歯科診療所の運営日数は、年間73日程度であるが、支援内容から判断しても事務局職員1名の人件費をすべて補助事業で負担することには疑義がある。補助対象とする人件費は合理的な作業時間で業務を終えるものとして人件費を算定する必要がある。</p> | | | | |
| 休日急患歯科診療事業の運営体制 | | | | |
| <p>休日急患歯科診療の患者数は、5月の連休と年末年始で半数以上を占めている。患者数の少ない休日について、診療時間の短縮など事業費削減のための業務内容の見直しが必要である。</p> | | | | |
| 地域医療課 | (3) | 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金 | P30 | |
| 補助対象の事務局職員の人件費 | | | | |
| <p>休日夜間急患調剤薬局の運営は夜間と休日であるが、事務等の支援のために、支援内容から判断しても事務局職員7名分(管理薬剤師3名と事務職員4名)の人件費を、すべて補助事業で負担することには疑義がある。補助対象とする人件費は合理的な作業時間で業務を終えるものとして人件費を算定する必要がある。</p> | | | | |
| 補助事業の負担すべき経費(建物賃借料等) | | | | |
| <p>薬剤師会の事務局が使用している建物の賃借料等を補助事業で大半を負担しているが、薬局部分が無償であることを考慮すると、公益目的事業会計と法人会計の経費の按分が適切に行われているか疑義がある。調剤薬局の運営日数に比べて過大となっている可能性がある。職員等の業務内容に応じて人員を割り振り、それを基に賃借料等を割り振るのが合理的と考える。</p> | | | | |
| 地域医療課 | (4) | 「健康さがみはら」発行事業補助金 | P40 | |
| 公益法人から一般社団法人への移行期間中の法人に対する補助金について | | | | |
| <p>医師会は移行法人であり、「健康さがみはら」発行事業は実施事業の一部である。実施事業に対する補助が必要かは疑義がある。実施事業は、内部留保を費消することに意義があるから、所管する県の審議会との調整は必要であるが、補助金は不要と判断する。</p> | | | | |
| 新聞折込みによる「健康さがみはら」の配布について | | | | |
| <p>「健康さがみはら」発行事業の経費のうち大きな部分を占めるのは、新聞折込みに係る費用である。新聞折込みの有効性の検証は行っていない。新聞非配達世帯は約10万世帯あり、紙での媒体は配布されていない。費用対効果を考えれば、別の方法を検討すべきである。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|---|-----|--------------------|-----|----|
| 地域医療課 | (5) | 高度医療機器共同利用事業補助金 | P45 | |
| <p>診療報酬(MRI)と高度医療機器使用料(CR)では必要経費を賄えないために補助金が発生しているが、補助金の目的は高度医療機器の整備により達成されているというべきで、事業の赤字補てんの理由にはならない。整備費の補助と機器の稼働率等から判断すれば、赤字にならないはずのものと考えられるので、医師会の負担と機器使用料の見直しが必要である。</p> | | | | |
| 地域医療課 | (6) | 高度医療機器(CR)設備整備費補助金 | P50 | |
| <p>民間医療機関への高度(高額)医療機器の普及状況等から判断すると、公益性の観点から必要性が高いものとはいえない。公益事業とはいえない事業に対して補助を行うには、客観性のある効果の把握が必要と考える。また、利用者が負担する診療費は、一般病院と同じ保険診療で費用負担に差がないと考えられることから、「住民の福祉に直接役立つ」ものとは言えない。</p> | | | | |
| 障害政策課 | (1) | 社会福祉事業団補助金 | P54 | |
| <p>運営管理費に含まれる職員以外は、補助金交付の対象外となるので、退職給付引当資産支出の一部が過大となる一方で、補助対象に含まれると思われる退職年金共済掛金は補助金に含まれていないように思われる。両者を精査し、補助金が過大となっている金額については、返還を求めるべきである。</p> | | | | |
| 高齢政策課 | (1) | 軽費老人ホームサービス提供費補助金 | P58 | |
| <p>補助金の決算見込み額と(確定)決算額に差があるものが1件あった。確定決算書を提出してもらい、補助金の還付が必要ないか否かの確認の手続を追加すべきである。交付先がまず検討すべき事項であるため、必要な場合には、要綱を改定して法人に確認手続き等を義務付けるべきである。</p> | | | | |
| 高齢政策課 | (2) | 高齢者福祉施設サービス水準向上補助金 | P62 | |
| <p>職員数の把握 「補助金交付算出内訳」には、職種別の職員数が記載されているが、「軽費老人ホームサービス提供費補助金」で入手している「職員の状況」と不整合な例が見受けられた。このため、補助金が過大となっている事例があった。</p> | | | | |
| <p>剰余金との関係 交付先の事業活動計算書を閲覧すると、養護老人ホームの場合、拠点別でも補助金の数年分から10年分に相当する剰余金が存在している。法人単位ではさらに多額の剰余金を有している。一時的にしる、より優先順位の高い事業に資金を割り当てることも選択肢として考慮すべきである。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|---|-----|----------------------------|-----|----|
| 高齢政策課 | (3) | 施設開設準備経費支援事業費補助金 | P66 | |
| <p>証拠書類等の保存期間が5年間とされているが、耐用年数が5年以上の備品等も多く購入されている。補助金は交付して終わりではない。補助金の交付により設備等を購入する場合には、その耐用年数期間において、適切に維持・管理し目的にそった利用をしてもらう必要がある。</p> | | | | |
| 地域包括ケア推進課 | (1) | 公益財団法人相模原市シルバー人材センター運営費補助金 | P70 | |
| <p>運営費補助金として交付されているが、補助金の成果について明確化を図るためには、「公益目的事業会計」と「法人会計」に区分して算定・交付し、実績評価も補助事業ごとに実施すべきである。</p> | | | | |
| 地域包括ケア推進課 | (2) | 相模原市老人クラブ連合会補助金 | P76 | |
| <p>多数の単位老人クラブがあるが、収支計算書などの様式や収入や支出についてルールが必ずしも統一されていない。極力統一すべきである。</p> | | | | |
| 子ども青少年課 | (1) | 母子生活支援施設運営費補助金 | P81 | |
| <p>交付申請書の内訳額と実績報告書の内訳額に不整合があった。施設から提出のあった「補助事業収支実績・事業実績」には所管課がチェックした印を付しているが、何をチェックしたのか不明である。少なくとも申請どおりに使用されたか、異なる場合には説明を施設側に求めるなどの対応が望まれる。</p> | | | | |
| 青少年学習センター | (1) | 相模原市子ども会育成連絡協議会補助金 | P83 | |
| 青少年学習センター | (2) | 相模原スカウト連絡協議会運営補助金 | | |
| 青少年学習センター | (3) | 相模原市少年少女合唱団育成会補助金 | | |
| 青少年学習センター | (4) | 相模原市少年鼓笛バンド連盟運営補助金 | | |
| <p>少額の補助金ではあるが、参加者の非常に少ない団体に対する補助金である。指摘した各団体の行っている事業には、一定の公益性や社会貢献度が認められるが、各団体への参加率が子ども会を除き1%前後と非常に低い。青少年の健全育成に貢献する事業ならば、まずは参加者を増やすことで効果をあげるべきである。それでも参加者が増えないということは、時代に即した市民ニーズにできていないと考えられる。</p> | | | | |
| <p>補助金額の決定の過程を示した文書がない。予算額の根拠資料がないと決算額が適切に使われたのかどうかの判断もあいまいになるので、変化のない、ほぼ同じ状況であっても文書化した資料を作成しておくことが望ましい。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|-----|-----|---|-----|----|
| | | <p>収支決算書を入手しているが、内訳明細やその金額根拠を示す資料を入手していない。予算の根拠資料がないために、決算書の内訳明細を入手する必要がなくなっているが、適切に、有効に使用されたかどうかを判断するためにも、決算書の内訳明細を入手し、補助事業の有効性の評価に役立てるべきである。現状では補助金の見直しが適切に行われているとは言えない。</p> | | |
| 保育課 | (1) | 相模原市コミュニティ保育促進事業補助金 | P90 | |
| 保育課 | (2) | 相模原市保育連絡協議会補助金 | | |
| 保育課 | (3) | 保育センター運営費補助金 | | |
| 保育課 | (4) | 相模原市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金 | | |
| | | <p>補助金の交付があるにもかかわらず、「平成 26 年度補助事業実績調書一覧」に記載されていなかった。実績調書をホームページで公表する趣旨が、補助制度の透明化を図り、市民による評価を可能とするためであることを考えると、原則として市から支出したすべての補助金を記載すべきである。</p> | | |
| 保育課 | (5) | 相模原市私立幼稚園教育振興補助金 | P96 | |
| | | <p>補助金概要調書一覧の記載内容の確認</p> <p>平成 27 年度補助金概要調書一覧において、平成 27 年度に補助金を交付した幼稚園は 37 園であったが、50 園記載されていた。平成 26 年度の概要調書の内容がそのまま記載されていた。担当者が誤ってもその上司も確認することにより発見できるので、所管課の適切なチェックが望まれる。</p> | | |
| | | <p>補助事業実績調書、概要調書の記載範囲、方法の統一</p> <p>実績調書、概要調書が様々な方法で記載されていた。外部に公表されるのが概要調書、実績調書であることを考えると、誤解のないように記載範囲、方法を統一したほうがよい。概要調書、実績調書に記載の内容との対応がわからないだけでなく、他の幼稚園との比較もできない。また、交付申請書に添付の収支予算書や概要調書と、実績報告書に添付の収支決算書や実績調書との間には整合性がないものもあった。記載方法の統一が望まれる。</p> | | |
| | | <p>予算申請時と実績時で大きな差異があるものについての説明</p> <p>予算申請時と実績時大きな差異があるものについては、理由の記載がないので不明のままである。幼稚園が用途を明示して申請してきた、市が補助対象としている部分については収支予算書や収支決算書の差異について理由を聞く必要があると考える。</p> | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|--|-----|--------------------|------|----|
| <p>提出書類の内容の不整合</p> <p>概要調書と収支予算書、実績調書と収支決算書の記載内容がそれぞれ整合していない。支出項目の確認と、書類間の整合性について、適切な確認が必要である。</p> | | | | |
| <p>補助金交付先の幼稚園の財政状態の把握</p> <p>現在、補助金の額は交付要綱第5条に基づき、学級割と幼児数割に基づいて計算されているが、幼稚園の資力のあるなしは考慮されていない。幼稚園は学校法人である場合には私学振興助成法に基づく決算書の作成が求められており、その中には財政状態を示す貸借対照表や財産目録が含まれているはずで、そのような資料も参考に補助金額を決定するほうが資力のある園にまで補助金を交付する必要がなくなり効果的と考える。</p> | | | | |
| 地域保健課 | (1) | 相模原市医師会在宅ケア対策事業補助金 | P101 | |
| <p>医師会は移行法人であり、在宅ケア対策事業は実施事業の一部である。</p> <p>医師会の公益目的支出計画により在宅ケア対策事業は実施されなければならないが、市補助金交付の必要性はない。</p> | | | | |
| 疾病対策課 | (1) | 結核健康診断事業補助金 | P104 | |
| <p>補助金の交付があるにもかかわらず、「平成26年度補助事業実績調書一覧」に記載されていなかった。実績調書をホームページで公表する趣旨が、補助制度の透明化を図り、市民による評価を可能とするためであることを考えると、見直しの対象とすることができず、原則として市から支出したすべての補助金を記載すべきである。</p> | | | | |
| 中央区役所 大野北まちづくりセンター | (1) | 地域活性化事業交付金 | P107 | |
| <p>審査基準適用の適否について</p> <p>同一団体の同一事業に対して連続して交付金を交付する場合には、審査基準を段階的に厳しくしているが、実質的に同一とみられる団体に基準を厳しくしないで審査していた。自治会を維持拡大していくことは重要であるが、同一事業に対して継続的に交付金を交付することは、交付金支給対象の固定化を招き望ましくない。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|---|-----|-------------------|------|----|
| <p>交付金の交付対象の適否</p> <p>地域活性化事業交付金は、幅広い層の市民の参加及び協働による地域の活性化を目指し、市民が自主的な課題解決に取り組む事業に対して交付されるものである。その一例として、「青山学院大学箱根駅伝優勝祝賀会実行委員会」による優勝祝賀会に地域活性化事業の補助金が交付されているが、公金である交付金を使用することは適当ではない。</p> | | | | |
| 中央区役所地域振興課 | (2) | 相模原市自治会等集会所建設補助金 | P115 | |
| <p>補助事業実績調書の記載内容について</p> <p>補助事業実績調書の事業成果及び自己評価の記載については、各補助金交付先が実際の事業成果に基づいて具体的に記載すべきであるが、大部分の交付先は市から提示された標準文例を参考に記載している。これに対する所管課の評価も標準文例に基づく形式的な記述になっており、実態が把握できない状況にある。記載内容は事業の実態に則した具体的なものである必要がある。</p> | | | | |
| <p>集会所の稼働状況等の把握について</p> <p>補助金により建設された集会所等の稼働状況等が把握されていない。補助金の交付目的に沿って利用されているかどうかを確認するために利用状況等の把握し、適切に利用されていることを確認する必要がある。</p> | | | | |
| 中央区役所地域振興課 | (3) | 自主防災組織活動事業費補助金 | P120 | |
| <p>単位自主防災組織である自主防災隊の活動状況は、防災訓練の回数や資機材整備の状況など、団体によって差があるよう見受けられる。活発な活動がなされていない自主防災組織に対しては、補助金の利用を含め、積極的な訓練実施の呼びかけをすることが必要ではないかと考える。</p> | | | | |
| 中央区役所地域振興課 | (4) | 商店街にぎわいづくり支援事業補助金 | P123 | |
| <p>イベント補助金の補助金額の基準について</p> <p>要綱で定められた補助金額とは別に当年度の補助金額を定めているが、二重の基準を設定することはあまり意味がない。実情に合った要綱の改定が望まれる。</p> | | | | |
| <p>補助金の事業成果測定について</p> <p>補助金の実績報告の際の事業成果報告として評価を行っているが、「まあまあ」というあいまいな評価が多く、具体的な成果やどのような課題があったかなどが明らかでなく、成果の報告として有用性に問題がある。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|--|-----|----------------------------|------|----|
| 雇用政策課 | (1) | 相模原市勤労者住宅資金利子補給 | P128 | |
| <p>中央労働金庫の住宅ローン利用者に対する利子補給であり、中央労働金庫の提供する住宅ローン金利が他の金融機関よりも有利となるため、結果的に中央労働金庫も受益者となっており、公平性という観点から問題である。また、利子補給の金額は1件あたり1年で23千円と極めて少額であり、持家取得との因果関係は明らかでなく、有効性という観点から問題である。廃止の可否含め、制度全般の再検討が望ましい。</p> | | | | |
| 雇用政策課 | (2) | 公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター補助金 | P133 | |
| <p>事業内容について 中小企業に働く勤労者の福祉の向上を図るため、相模原市勤労者福祉サービスセンターに補助しているものであるが、当団体の事業には、民間の福利厚生代行会社のサービスと同様のものも多く、既に一定の役割を終えているとも考えられる。有効性という観点から問題であり、再検討が必要である。</p> | | | | |
| <p>財政状態について 当団体の一般正味財産は平成28年3月31日現在634,709千円となっており、補助金がなくても運営できる団体等に対する補助金と考えられる。補助金廃止の是非について再検討が必要である。</p> | | | | |
| <p>相互扶助事業に対する補助金交付について 共益事業は受取会費等で賄うのが原則と考えるが、相互扶助事業である共益事業に係る人件費の一部が補助金の対象となっており、公益性という観点で問題である。全国の政令市等でも公費を伴う個人給付事業も縮小されており、補助対象とするのは疑問である。</p> | | | | |
| 商業観光課 | (1) | 相模原市観光事業等補助金(六大観光行事) | P145 | |
| <p>六大観光行事の開催費用が増加する中、「開催費用の確保」という数年来の課題に対して、具体的な解決策は見出されていない。長期に渡って資金も担い手も不足という事業が「時代に即した市民ニーズ」に合致しているとは断言し難く、六大観光行事は、誰の祭なのか、誰が支えるのかを踏まえて、補助金の位置付け・目的について再検討の上、廃止または減額の方角で一定の期間内での見直しが必要である。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|---|-----|-------------------------------------|------|----|
| 商業観光課 | (2) | 一般社団法人相模原市観光協会補助金 (アンテナショップ運営事業) | P159 | |
| <p>当団体は、今後広域交流拠点として発展していく本市において、コンベンション誘致・開催等の役割を期待されており、アンテナショップの存続が法人運営の足かせとなる可能性も踏まえて、以下の理由と併せて当補助金については廃止に向けた見直しが必要である。</p> <p>目的について</p> <p>アンテナショップのコンセプト（ジモトのものをジモトの人に）と当補助金の目的（観光振興）が整合しているとは考え難く、また、市民から集めた税金を市内における買い物客に補助金として分配する結果となっており、有効性という観点から問題である。</p> | | | | |
| <p>採算について</p> <p>現状アンテナショップは赤字体質であり、補助金なくして経営は立ち行かず、経済性という観点から問題である。</p> | | | | |
| 津久井地域経済課 | (1) | 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団補助金 | P169 | |
| <p>要綱と実態の不一致について</p> <p>要綱では「財団が指定する職員」の人件費相当を補助することとなっているが、実際の運用は、市の職員 0B の財団職員のみの人件費相当を補助することとしており、要綱と実態が合っていない。要綱が補助金の実態と整合した内容となるように補助金交付要綱の見直し・修正を行う必要があると考える。</p> | | | | |
| <p>財団の人件費に対する補助について</p> <p>市 0B 職員である財団職員の人件費相当を補助しているが、財団の自立性の観点からは、補助金の交付期限を定めることや運営費補助金ではなく事業費補助金とすることを検討すべきである。</p> | | | | |
| 資源循環推進課 | (1) | 相模原市生ごみ処理容器購入助成金 | P174 | |
| <p>当該助成制度の普及率が平成 28 年度 3 月 1 日時点で 5.4% と高くない水準となっており、補助金が有効に使われていないと考えられるため、市民への啓発方法を工夫し、当該助成制度を有効なものとするための検討が必要であると考えられる。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|---|-----|---------------------|------|----|
| 津久井クリーンセンター | (1) | 相模原市浄化槽清掃補助金 | P177 | |
| <p>浄化槽清掃事業者から市長へ提出する浄化槽清掃における交付申請書類の提出までに長期間を要するものが複数件あった。また、申請書兼請求書に受付印の押印がないものが複数件あった。</p> <p>浄化槽清掃における交付申請書類を交付要綱に定められた期限までに提出させるように指導を徹底することが必要である。また、申請書兼請求書への受付印の押印を徹底する必要がある。</p> | | | | |
| 建築指導課 | (1) | 既存木造住宅耐震化促進事業 | P180 | |
| 建築指導課 | (2) | 既存大規模建築物等耐震化促進事業 | | |
| <p>平成 27 年度に実施した「市政に関する世論調査」により、耐震助成制度を知らない市民の割合が7割以上という結果が出た。平成 28 年度においては、周知方法の改善による効果が出ているが、引き続き、目標として設定した耐震化率を達成するためにより実効性のある周知方法を検討すべきである。</p> | | | | |
| 都市整備課 | (1) | 相模原市民間自転車駐車場維持管理補助金 | P185 | |
| <p>補助金の交付期間について</p> <p>要綱では補助金の交付期間が10年と定められているが、附則において施行日(平成21年4月1日)前に補助金の交付を受けた(自転車)駐車場に係る補助金については、なお従前の例によるとされている。この結果、同じような補助対象事業を行っている補助金交付対象者間で平衡を欠くことになった。また、期間に定めのない補助金は、補助対象事業を廃止するまで補助金交付が続くことになっている。補助対象期間の定めについて、早急な対応が必要である。</p> | | | | |
| <p>補助金の趣旨「経営の安定を図る」を確認する資料について</p> <p>補助金の趣旨は、「経営の安定を図る」であるが、これを判断できる資料を入手していない。(自転車)駐車場事業により十分な利益が確保されている場合には、補助金の交付を打ち切る条項があってもよいと考える。経営状況を判断するための資料の入手が必要である。</p> | | | | |

| 所管課 | 番号 | 補助金名 | 結果 | 意見 |
|--|-----|--------------------------|------|----|
| 教職員課 | (1) | 相模原市立学校教職員互助会補助金 | P190 | |
| <p>互助会は任意団体であり、どのような厚生事業を行うかは補助目的から逸脱しない限り、互助会の自治により行うべきものである。しかしながら、厚生事業に補助金を交付することによって、一部の教職員のみでなく教職員全体の福利厚生に効果を求めるべきであるから、参加者が少ない事業への補助金は廃止し、自主財源で行うことができないか検討すべきである。</p> | | | | |
| 生涯学習課 | (1) | 相模原市社会教育関係団体事務室利用者協議会補助金 | P193 | |
| <p>会議室の広さは、利用頻度の高い会議の人数に合わせた大きさとし、賃借面積を縮小し賃借料を下げることも可能となる。一部有償化やフリーデスクなどを検討すべきである。</p> | | | | |
| スポーツ課 | (1) | 公益財団法人相模原市体育協会補助金 | P197 | |
| <p>補助金依存度の目標値 相模原市体育協会の目標値である市補助金依存度 31%はまだまだ下げるべきものといえる。そのためには、横浜市、川崎市とは施設管理の多寡などの違いはあるものの、独自財源の確保にこれまで以上の努力が求められる。</p> | | | | |
| <p>補助金の使途について 正味財産増減計算書内訳表において区分した記載表示になっているので、補助金も区分して交付し、それぞれその事業ごとに評価すべきである。</p> | | | | |
| <p>補助金のうち大部分が人件費 過去5年間補助金額は増加しており、その原因の主なものはベース・アップによる人件費の増加によるものである。体育協会へ事業費と管理費に対する補助金の割合は1:5であり、管理費の8割近くが人件費である。「独自の人事・給与制度の構築」の市としての早めの検討が望まれる。</p> | | | | |
| 消防総務課 | (1) | 相模原市消防団共済組合補助金 | P204 | |
| <p>補助金の一部で消防団員に対する健康診断事業を行っているが、受診率が低い。また、他の自治体と比べて単価も高い。特定の日特定の場所で行う健診が有効とは言えない場合もあるので、健診専門クリニックの利用など消防団員のニーズに合った方法を早期に確立すべきである。</p> | | | | |
| 予防課 | (1) | 相模原市防災協会補助金 | P208 | |
| <p>補助金は一括して交付されているが、交付先の予算書では、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計に用途の定めに応じて区分して計上されている。決算書では、公益目的事業会計の補助金が減額され法人会計の補助金が増額されており、結果として法人会計に内部留保が生じている。補助金の余剰については、返還を求めるべきである。</p> | | | | |